

令和3年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議 議事録

日 時 令和3年(2021年)7月13日(火) 18:30~20:30 ※Web会議形式

出席者 北海道精神神経科診療所協会 長谷川理事、北海道看護協会 佐々木常務理事、北海道臨床心理士会 大宮常務理事、北海道精神保健福祉士協会 桑内精神保健福祉士、北海道ソーシャルワーカー協会 上原副会長、北海道立精神保健福祉センター 岡崎所長、札幌こころのセンター 鎌田所長、依存症治療拠点機関(旭山病院) 橋本医師、北海道産業保健総合支援センター 新田副所長、北海道大学大学院医学研究院神経病態学分野精神医学教室 久住教授、札幌医科大学医学部神経精神医学講座 橋本准教授、北星学園大学社会福祉学部 田辺教授、北海道警察本部 渡邊保安課課長補佐、北海道教育委員会 尾形健康・体育課課長補佐、カトレア会、青十字サマリヤ会 齊藤施設長、札幌方面遊技事業協同組合 内田事務局長、函館市競輪事業部 野澤事業課業務担当主査、農政部競馬事業室 森山主幹、北海道弁護士会連合会 細井弁護士・清水弁護士・西弁護士、北海道立消費生活センター 田原主幹、日本司法支援センター 上野事務局長、札幌司法書士会 安東社会問題対策委員、北海道児童青年精神保健学会 黒川医師、事務局 中野精神医療担当課長・半沢課長補佐・松野主査・佐藤主事

議 題 1 あいさつ

北海道保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長 新井 明

2 議題

(1) 報告事項

- ①「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」及び『北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」』の設置要綱の改正について
- ②令和2年度北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」の取組状況について
- ③北海道ギャンブル等依存症対策推進計画に係る取組状況について

(2) 検討事項

- ①令和3年度モデル大学普及啓発事業について
- ②令和3年度ギャンブル等依存症普及啓発セミナーについて

(3) 今後の予定

(4) その他

議 事

事務局

定刻となりましたので、ただいまから「令和3年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」を開催いたします。本日は大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。私は冒頭の進行を務めさせていただきます、今年

度の異動で北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神医療担当課長となりました中野でございます。よろしくお願ひいたします。また、課長補佐も同じく人事異動で変わっておりますので御紹介いたします。課長補佐の半沢でございます。

課長補佐の半沢でございます。よろしくお願ひいたします。

昨年度につきましては、部会を設置いたしまして、ギャンブル等依存症対策に係る具体的な取組の協議、検討を重ねてまいりましたが、本推進会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大などが重なり、開催を見送っていたところでございます。開催が遅くなって申し訳ございませんでした。それでは、開催にあたりまして、障がい者支援担当局長の新井から御挨拶申し上げます。

障がい者支援担当局長の新井でございます。令和3年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議の開会にあたり一言御挨拶を申し上げさせていただきます。各構成機関の皆様方には、何かとお忙しい中、本会議に御出席いただき厚くお礼申し上げますとともに、日頃からギャンブル等依存症対策をはじめ、北海道の精神保健医療福祉行政に多大な御協力をいただいていることに対しまして、この場をお借りしまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、皆様も御存知のとおり、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、ギャンブル等などの依存症対策にも少なからず影響はあるものと考えておりますが、本道においては、令和2年3月に策定した「北海道ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、着実に推進しているところでございます。本会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、開催時期が遅れ、本日の開催となったところでありますが、本日は、昨年度「対策推進部会」を設置し、具体的な取り組みの検討や調査、資料の作成などを行ってきた経過などを事務局から御報告させていただくことや、各構成機関からも、それぞれのお立場で推進してきた取り組みなどを御報告いただくとともに、今年度の新たな取り組みの事務局案などについても御説明させていただきますので、忌憚のない御意見、御議論をよろしくお願ひします。最後になりますが、今後とも、皆様方と連携しながら、効果的なギャンブル等の依存症対策を講じて参りたいと考えておりますので、引き続き、御協力、御支援いただくことをお願ひいたしまして、簡単ではありますが、開催の御挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。

本日も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Webでの開催としており

ますけれど、道庁の会場からは北星学園大学社会福祉学部教授 田辺様、北海道看護協会常務理事 佐々木様、札幌こころのセンター所長 鎌田様、北海道警察本部課長補佐 渡邊様、北海道教育委員会課長補佐 尾形様、農政部競馬事業室主幹 森山様、カトレア会の方が御出席しております。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。資料は事前に送付しておりますが、次第、出席者名簿、資料 1-1 北海道ギャンブル等依存症対策推進会議設置要綱 新旧対照表、資料 1-2 北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」設置要綱 新旧対照表、資料 1-3 北海道ギャンブル等依存症対策推進会議設置要綱 全文、資料 1-4 北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」設置要綱全文、資料 2 令和 2 年度ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」の取組状況、資料 3 北海道ギャンブル等依存症対策推進計画に係る取組状況一覧、資料 4 検討事項 令和 3 年度モデル大学普及啓発事業について、令和 3 年度普及啓発セミナー（案）について、資料 5 北海道ギャンブル等依存症対策の推進に向けた取組計画の概要、資料 6 今後の予定（案）、参考資料として【一般向け】リーフレット（ギャンブル等でお困りの方へ）、【若年者向け】リーフレット（ギャンブル等にのめり込んでしまうのは）、大学における依存症対策の調査について（調査結果）、市町村における依存症対策の調査について（調査結果概要）、意見様式となっております。本日の会議終了予定時間は、概ね 20 時 30 分を目途としたいと考えておりますので、円滑な議事進行に御協力をお願いします。それでは、以降の進行につきましては推進会議設置要綱第 5 条に基づき北星学園大学 田辺教授をお願いしておりますので、田辺教授お願いします。

田辺教授 北星学園大学の田辺でございます。会議次第に沿って進行させていただきます。まず、はじめに議題 1 報告事項①「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」及び『北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」』の設置要綱の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 1-1、1-2、1-3、1-4 に基づき説明
・構成機関追加等による推進会議及び対策推進部会の設置要綱の改正

田辺教授 ただいま、事務局から御説明がありましたが、何か御質問等ございますか。特になければ次の説明をお願いします。

事務局 資料 2 に基づき説明
・令和 2 年度の対策推進部会の取組状況を報告
> 会議開催日程

- >リーフレットの作成（一般向け、若年者向け）
- >道内大学への依存症対策実態調査
- >市町村への依存症対策実態調査

田辺教授

ただいま、事務局から対策推進部会の4回の取組状況の概要報告がありました。何か御質問や御意見はありますでしょうか。

特になければ、次に進みます。続いて、実施主体となっている構成機関から約3分程度の報告になっております。お手元の資料の順番で御報告させていただきます。まず、北海道精神神経科診療所協会から御報告いただきます。御質問等については、全ての機関の報告が終わってから行います。それでは、北海道精神神経科診療所協会お願いします。

北海道精神
神経科診療
所協会

北海道精神神経科診療所協会の長谷川です。取組としては日常的なことが多いですが、日常診療において、いくつかの診療所が院内のミーティングを開催しております。ギャンブルに特化したミーティングをしているところは少ないですが、アディクションの中でギャンブルの人も含む形でミーティングを開いている診療所があります。ほかには、ミーティングを開いていない診療所でも日常診療において、自助グループに繋がったり、家族相談に乗ったりすることが多くあるかと思えます。また、コロナ禍のため、勉強会などをあまり開けていなかった中で、昨年11月の北海道精神科リハビリテーション研究会において、田辺先生に御講演をいただくとともに、サマリヤ館のピアサポーターの方や横浜のさいとうクリニックの先生からのギャンブル依存症、横浜のカジノ誘致に対応する取組なども含めた活動について御報告いただきまして、ディスカッションをすることができました。今年度の取組については、空欄になっておりますが、日常診療においては各診療所が同様に取組を続けていく予定でありますし、昨年度開催した北海道精神科リハビリテーション研究会のギャンブル依存症に対する勉強会については、報告集を取りまとめている最中でありまして、報告集については、予算の関係上、電子媒体で送付することになりそうですが、一部の方には印刷して送付することになるかと思えます。以上です。

田辺教授

ありがとうございます。次に北海道臨床心理士会お願いします。

北海道臨床
心理士会

北海道臨床心理士会の大宮です。本会は令和3年度に任意団体から一般社団法人化したということもありまして、ホームページの更新や現在作成していただいておりますリーフレットを用いて、臨床心理士会の会員に対する情報提供を令和3年度は進めていこうという考えでございます。それに伴いまして、会員の情報

提供を通して、会員が勤務する医療機関や福祉機関や産業、労働などの施設の利用者、患者に対する啓発活動に取り組んでいきたいと考えているところでございます。ギャンブル依存症に関しては、一般社団法人化した北海道臨床心理士会では、新たに研修に関する部局を立ち上げております。部局の中で新たな研修の案としてギャンブルの依存に関する研修を行うということも検討しておりますので、今年度中に会員及び道民が参加できる形での研修を企画、運営して、より一層取り組んでいきたいと考えているところでございます。簡単ではございますが北海道臨床心理士会からは以上です。

田辺教授 ありがとうございます。続きまして、北海道精神保健福祉士協会お願いします。

北海道精神保健福祉士協会 北海道精神保健福祉士協会の案内です。当会としましては、会員が拠点機関や専門医療機関で個別の相談支援を行っているという話は聞きますが、それを精神保健福祉士協会全体で共有していない状況となっております。ただ、この会議の経緯、目的等については機関誌を通じて、会員へ周知しておりますし、関連する行事や講演等の協力については、会として惜しまない体制であります。新型コロナウイルスのこともありまして、なかなか具体的な研修や講演までは行えておりませんが、このようなリーフレットもありますし、ある程度の期間を見て、何か具体的な動きを検討しております。簡単ですが、以上になります。

田辺教授 ありがとうございます。作業療法士会ですが急用により欠席となっております。続いて、北海道立精神保健福祉センターお願いします。

北海道立精神保健福祉センター 北海道立精神保健福祉センターの岡崎です。道立精神保健福祉センターの取組ですが、従来から行っているものとしましては、精神保健福祉相談の複雑困難なものへの対応を私どもで扱うわけですが、その中で来所が48件、電話が42件、メール4件の御相談をいただいております。来所の48件のうち、20件が新規相談となっております。また、グループ支援ですが、昨年度についてはコロナ禍で中止したものもありましたが計17回、実人数としては22名、延べ122名の方に支援を行っております。今年度4月は2回実施しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、一時期中止してございまして、7月から月2回で再開しているところでございます。人材育成の部分では、依存症研修を昨年度は中止しましたが、今年度は10月15日に実施する予定としております。また、令和元年度から実施を検討しておりました連携会議ですが、昨年度、立ち上げまして、9月には書面開催、2月にはWeb開催と昨年度は2回行っております。今年度につ

いても地域連携会議を行っていくよう現在検討しているところです。以上です。

田辺教授

ありがとうございました。次に札幌こころのセンターをお願いします。

札幌こころのセンター

札幌こころのセンターの鎌田です。札幌のこころのセンターでは、普及啓発活動としましては、「ギャンブル等依存症回復のしおり」を平成 24 年度に作成しまして、相談窓口を設置しております。令和 2 年度においては、支援情報コーナーで配布しております。また、令和 2 年度では「依存症相談窓口・依存症専門医療機関周知チラシ」を作成しまして、各区役所保健福祉課、健康こども課、札幌市依存症専門医療機関 6 か所等に配布しております。なお、札幌こころのセンターのホームページあるいは札幌こころのナビにおいて相談機関の窓口や自助グループ等が行うイベント等の周知について掲載しております。国のギャンブル等依存症問題啓発週間においては、公式 Twitter で啓発週間があることや依存症の相談窓口の周知を行っております。依存症の連携会議を昨年度開催しました。主にアルコール健康障害が話題になっていますが、ギャンブル依存症についての報告もしております。相談窓口として、札幌こころのセンターの相談を受けておりますが、令和 2 年度はギャンブル依存症の相談件数は電話が 85 件ありまして、そのうち、区役所や道立精神保健福祉センターなど他機関からの紹介が 25 件、我々の方から GA やギャマノンへ紹介した件数が 30 件ほどありました。面接相談はコロナ禍ということもあり、少なかったです。20 件ありまして、うち 5 件については専門医療機関に紹介をしました。当センターへの相談はアルコールに続き 2 番目にギャンブル等依存症が多いです。やはり、家族からの相談が 6 割強を占めておりまして、本人からはなかなか相談しにくいというのもあると思います。関係機関への繋ぐための仕組みや相談のスキルアップが必要と感じています。私からは以上です。

田辺教授

ありがとうございました。続いて依存症治療拠点機関をお願いします。

依存症治療拠点機関

依存症治療拠点機関の橋本です。臨床の方としては、ギャンブル依存症の患者が急増して、治療・プログラムやギャマノン・GA に繋ぐといった活動を続けています。勉強会などに関しましては、年 2 回のギャンブル等依存症支援者研修会を医療や福祉関係者に行っておりまして、先週の土曜日にも田辺教授や当事者、弁護士会などを迎えて、色々話をしたところであります。それ以外についても年 2 回の依存症支援者研修でギャンブル等依存症に関する話題を必ず取り上げさせてもらって、普及啓発を図っております。その際に併せて専門医療機関連携会議も行っておりまして、先日はメーリングリストを作成し、さらなる連携を図っており

ます。以上です。

田辺教授 ありがとうございます。それでは、北海道産業保健総合支援センターお願いします。

北海道産業保健総合支援センター 北海道産業保健総合支援センターの新田と申します。新たに構成機関に加えていただきありがとうございます。当センターは厚生労働省所管の独立行政法人ということで、産業医、産業保健スタッフ、事業主、衛生管理者など業務管理責任者に対し支援を行っている機関となります。依存症に係る研修会を昨年度予定していたのですが、諸般の事情で中止となりました。今年度、事業主、衛生管理者、産業保健スタッフに対する Web セミナーを 9 月 30 日に行うこととしております。また、産業医、産業保健スタッフ、衛生管理者などを対象に集合形式での研修会を 10 月 28 日に実施するという計画を実施しております。ギャンブル等依存症だけではなく、アルコール依存症なども含めた研修会の実施を予定しております。簡単ですが以上となります。

田辺教授 確認ですが、Web の研修会は依存症をテーマにしたものでしょうか。

北海道産業保健総合支援センター はい。依存症なのでギャンブルだけではなく、アルコールなども含めた研修となります。

田辺教授 わかりました。ありがとうございます。続いて、札幌医科大学医学部神経精神医学講座お願いします。

札幌医科大学医学部神経精神医学講座 札幌医科大学医学部神経精神医学講座です。取組については資料 3 のとおりで、特に付け加えることはありません。資料の内容を口頭で繰り返すのは、会議の進め方として効率的ではないと思いますので、読み上げはしませんが、まとめますと大学や大学病院での取組となりますので、講義や臨床場面において、知識の普及や情報の提供・周知に努めているということになります。以上です。

田辺教授 ありがとうございます。それでは北海道警察本部お願いします。

北海道警察本部 北海道警察本部の渡邊です。警察としましては、虐待や自殺未遂、犯罪等の問題を起こした者について、ギャンブル依存症が疑われる場合は地域の実情等を踏まえて、必要に応じて関係機関と連携し、当該問題を起こした者、あるいはその

家族を専門医療機関等へ繋ぐための取組を推進して参りたいと思います。また、違法に行われるギャンブル等の取締り等を強化し、違法ギャンブルの排除と風俗環境の浄化を推進して参りたいと思います。以上になります。

田辺教授

ありがとうございました。それでは北海道教育委員会お願いします。

北海道教育
委員会

学校教育局健康・体育課の尾形と申します。資料3の1ページ目の部分ですが、学校の教育を示している法令である学習指導要領が改定されまして、いわゆる「保健」の授業の中でギャンブル等依存症も含めた行動嗜癖にも触れるということで、令和4年度から保健の授業で取り扱うようになっております。このことについては、管理職の会議や指導主事の学校訪問の中で学校に周知してきており、今年度も周知をしっかりとしていくということになっております。ですので、令和4年度から子どもたちは保健の授業の中で学んでいくということになってきております。子どもたちへのギャンブル等依存症の周知につきましては、国のリーフレット、それから昨年度末、保健福祉部で作成しましたリーフレットを学校を通じて配布しておりますが、年度替わりということもありましたので、6月に教員の指導資料を作成して、その中にも掲載をして、教員から子どもに指導するようという流れを作っております。また、授業を行う教員の研修ですが、主に学校では健康教育の中にギャンブル等依存症も含めて行うようにしておりますので、健康教育の中心である養護教諭や保健体育の教員などそのような人たちの研修の中でリーフレットを周知したり、先ほど話をした学習指導要領の改定されたことについても、今後周知していく予定としております。先ほど話をしたリーフレットですが、6月に周知しましたが、今後も計画的に周知していくこととしております。健康教育という大きなくくりですので、毎回ギャンブルが入ってきたり、飲酒が入ってきたり、薬物乱用が入ってきたりということにはならないのですが、計画的に様々な要素を入れながら健康教育の推進に努めていきたいというふうに考えております。あと外部講師を招いてというところは、新型コロナウイルスの影響により学校ではなるべく外部の方を入れたいというふうになっておりますので、ここについてはどのような方法が可能かということも学校にもアドバイスをしながら、ZoomでできるのであればZoomでということになるのですが、先方の講師からZoomはやりにくいという声も聞かれていますので、そこについては学校に対して支援等していきながら進めていきたいと思っております。相談窓口については、道教委の方で「子ども相談支援センター」というのを設置しております。これはギャンブル等依存症だけではなく、虐待やいじめなども含めた相談窓口となっております。これまでの相談の中にはギャンブル等依存で親から何か被害を受けているというような相談はまだ入っておりません。引き続き、相

談窓口の周知はしておりますので、何か相談があった場合には内容は言えないと思いますが、何件あったということは今後報告できると思います。私からは以上です。

田辺教授 ありがとうございます。それでは、青十字サマリヤ会お願いします。

青十字サマリヤ会 青十字サマリヤ会の齋藤です。当会の活動は当事者スタッフとワーカーの2つの立場から、回復している当事者スタッフとさまざまな支援をしているワーカーと共同で回復についての働きをしております。一次予防では当事者スタッフとワーカーと一緒に精神保健福祉士として業界を担っていく若者、特に大学生に対し、講義の中で直接、当事者の話を聞いてもらうことやワーカーによってどう依存症が回復していくのかということと話して、具体的に直接、支援していただけるようなワーカーに育てていただけるような啓発活動をしております。二次予防としては御家族の相談というところで、サマリヤ館に来ていただいて相談を受けておりますが、そのときも当事者がどのように回復していくかといった具体的な話やワーカーによる家族の対応の仕方などの話をして支援しております。三次予防については、実際に宿泊型の自立訓練施設として制度に則った形の中で2年間という短い期間ですが、当事者スタッフとワーカーでその方の社会復帰に向けて支援している状況です。相談はあるのですがギャンブルの当事者スタッフがないというところもありますが、同じ依存症で苦しんでいるアルコールのスタッフとともにギャンブルの対応をしている状況です。以上です。

田辺教授 ありがとうございます。続いて、札幌方面遊技事業協同組合お願いします。

札幌方面遊技事業協同組合 札幌方面遊技事業協同組合の内田でございます。当組合においては、全国の都道府県組合と協同して2006年にRSNというリカバリーサポートネットワークというパチンコパチスロに係る依存問題の相談窓口を設置し、2018年からRSNの啓発ポスターとともにホールに依存問題に関するサポーターとして従業員のアドバイザー制度を導入し、4年間で1,000名のサポーターを作り、ホールに通われるお客様の依存問題の窓口として対応させていただいております。その他、依存問題の対応として各ホールについては、RSNのポスターの掲示、リーフレットの配布等を進めており、前向きな対応をこれからも続けていきたいと思っておりますし、もう一点、依存問題に関わる事象として子どもの車内放置、これが夏に向かって小さな子どもの命に関わる問題ですので、各ホールについては1時間または30分で従業員が駐車場を巡回する。それから18歳未満の入場禁止ということで、啓発ポスターさらにはカウンター等で未成年者の入店をチェックするというような形で

これからも続けていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

田辺教授 ありがとうございます。それでは、引き続き、北海道弁護士会連合会申し上げます。

北海道弁護士会連合会 北海道弁護士会連合会の弁護士の清水と申します。道弁連の取組の概要について御説明いたします。主に一次予防、二次予防がメインとなります。まず、ギャンブル等依存症に関する正しい知識、相談窓口の普及啓発といった観点から所属する会員弁護士の知識習得や理解促進など、このような観点からリーフレットの配布、各種研修会への参加の呼びかけ、さらには今後、独自の研修会の開催についても検討しているところであります。昨今、成人年齢引き下げにより高校生への消費者教育の必要性が非常に高まっております。従前、高等学校への出前授業も行ってきたところです。昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施はできませんでしたが、本年度は Web 形式による講師派遣の依頼が一件入っております。こうした機会にギャンブル等依存症に係る問題点や相談窓口の普及啓発を行いたいと考えております。また、各弁護士会の法律相談センターにおいて、法律相談を行っております。特に多重債務の相談を受ける中で、借金の理由がギャンブルということもしばしばあります。そうした事例において、我々弁護士としては、法的な債務整理などの手続きの説明だけではなく、ギャンブル等依存症が疑われるような御相談者の方に対して、積極的に相談窓口の案内等を行うよう、まずは実際に相談を受ける会員弁護士に周知するといった対応を検討しております。以上になります。

補足して西からよろしいでしょうか。札幌弁護士会の取組としまして、毎年3月と9月に「くらしとこころの相談会」を札幌こころのセンターと共同で開催し、特にギャンブル依存症の方、借金の問題とこころの問題が複合的にかみ合う問題だと認識しておりますので、これを重点的に取り組むということで行っております。相談数が伸び悩んでいますので、我々からも周知をしているところではあります。3月、9月の自殺予防週間、自殺予防月間の際に周知していただき、多くの方々の相談をいただくと有意義かと思っております。札幌こころのセンターと意見交換会を実施していて、それに基づいて弁護士会でできることを考えていくということを行っておりますので、ぜひ御利用いただければと思っております。以上です。

田辺教授 ありがとうございます。それでは北海道立消費生活センター申し上げます。

北海道立消費生活センター

北海道立消費生活センターの田原と申します。こちらのセンターでは、契約トラブルや悪質商法に関する相談を受け付けております。年間約 6,000 件なのですが、昨年度は 8,873 件で前年度比 138.4%と近年にない増加率となっていました。その中でギャンブル等依存症に関する相談は多重債務に関連して寄せられることが多くあります。その相談の内容を見ると、御家族もしくは御本人からで、借金をするきっかけがギャンブルで、結果的にギャンブルが止められなくて、多額の借金をして返済ができないという相談が入っています。私どもの方では、消費者庁、金融庁が作成している多重債務に関連してギャンブル等依存症の相談が寄せられたときの対応マニュアルというものがあまして、構成機関である精神保健福祉センターや札幌こころのセンターなど関係機関が載っております。また、多重債務に関しては、債務整理についてアドバイスをし、弁護士会など法律相談窓口を紹介する。併せて、ギャンブル等依存症が疑われるようなケースの場合は一度、御相談してみたいかがでしょうかということで、構成機関である皆様のところを御案内するというような形で対応しております。以上になります。

田辺教授

ありがとうございました。引き続き、札幌司法書士会お願いします。

札幌司法書士会

札幌司法書士会の安東です。札幌司法書士会としてギャンブル依存症の問題の取組といえるような取組はできておりません。札幌司法書士会としてはなかなかできていないというのが現状ですが、上部団体である日本司法書士会連合会ではリーフレットの作成や、今年 2 月にギャンブル等依存症に関するシンポジウムを開催しておりますので、そのような情報を札幌司法書士会の会員にも啓発しております。昨年は札幌司法書士会でもなかなか研修自体できなかったもので、令和 3 年度は会員に向けて、しっかり研修会などを行い、啓発に努めていければと思います。以上になります。

田辺教授

ありがとうございます。続きまして、北海道児童青年精神保健学会お願いします。

北海道児童青年精神保健学会

北海道児童青年精神保健学会のカジノ問題ワーキンググループの医師で黒川と申します。北海道児童青年精神保健学会は幼児、小学生、中学生を中心とした子どものこころの治療に係る団体ですので、ギャンブル等依存症とは直接の関係はなかったのですが、2017 年頃から家族のギャンブル依存症、例えば父親のギャンブル依存症が子どものこころに深刻な害を与えているのではないかという問題意識を持ち始めて、ギャンブル依存症を学び始めました。ギャンブル依存症を学ぶ過程で知り得たギャンブル依存症に苦しむ家族への支援の方法に関する情報など

を提供するような講演会等を2017年、2018年に開催しました。現在、そのような直接の活動はしていません。これからの問題として考えているのは、ギャンブル依存症ではなくて、ギャンブルを嗜むという段階であっても、子どもの生活とこころの健康にかなり深刻な害があるのではないかということが、様々な研究で明らかになってきているので、ギャンブル依存症だけではなく、ギャンブルそのものの存在が子どもにどんな害を与えるのかを知っていただく活動をしていかななくてはならないと思っております。令和3年度はギャンブルに関する取組は直接予定していません。関連するゲーム依存症の問題が現在、子どもたちを蝕んでいるので、ゲーム依存症に関する治療に関して、研究、検討、シンポジウムの開催などをしていかななくてはならないと考えて、少しそのような動きを行うかもしれません。以上です。

田辺教授 ありがとうございます。引き続き、農政部競馬事業室お願いします。

農政部競馬事業室 農政部競馬事業室の森山と申します。当事業室では依存症予防のための勝ち馬投票権の適度な購入について啓発するポスターの掲示やホームページの発信等行っております。今年度につきましては、全国的取組ですが5月14日からの1週間を普及啓発強化週間といたしまして、場内警備の強化や映像の放映回数を増やして対応しております。

田辺教授 すいません。映像のところもう一度説明をお願いします。

農政部競馬事業室 ネットなどに流す映像の中に依存症対策のPR資料の差し込みをいつもより多くするなどして対応しております。

田辺教授 ありがとうございます。函館市競輪事業部お願いします。

函館市競輪事業部 函館市競輪事業部の野澤と申します。今回の会議から関係事業者の立場で参画することになりました。よろしく申し上げます。函館競輪場におきましては、国の基本計画に基づき競輪業界として決定した施策について、取り組んでいるところでございます。これまでの主な取組としては、お客様への注意喚起に関する取組として、テレビCMや開催実施ポスターへの注意喚起文の明示、場内における注意喚起、ポスターやステッカーなどの掲示やホームページでの注意喚起のほか、場内モニター、場内放送、出走表でも注意喚起を行っております。また、今年の3月には業界独自の宣伝ガイドラインを作成しております。次に相談窓口に関する取組ですが、競輪場におきましては、相談窓口を設置しております。こ

らに相談があった場合は、相談者から話を聞いた上で全国公営競技施行者連絡協議会の専門的相談窓口として設置している公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターに引き継ぐ対応をしております。ちなみに競輪場におきましてはまだ一度も相談に来た実績はございません。次に体制整備についてですが、競輪場は依存対策に関する責任者、担当者を設置しております。責任者、担当者の研修の参加によりギャンブル依存症の知見や理解を深めているところでございます。また、業界の取組としまして、関係団体で構成する競輪ギャンブル依存症対策推進会議の設置やギャンブル依存症対策実施規定を策定して、業界としてもギャンブル依存症対策に総合的に取り組んでおります。次にアクセス制限に関する取組ですが、本人または家族からの申請によりインターネット投票などの投票停止や競輪場への入場禁止措置などを適切に行うため、条例や規則の整理を行っております。今後の取組としては、インターネット投票における購入限度額の設定ができるよう、来年度を目処に競輪システムの改修を進めております。また、ギャンブル依存症として入場制限措置となった入場禁止対象者が万が一入場した際や購入できない未成年者を識別する顔認証システムの導入を検討しております。函館市競輪事業部からは以上になります。

田辺教授

ありがとうございました。非常に多彩な取組をしているということで、一度聞いただけでは分からないくらい報告をいただきました。また、機会あれば説明していただければと思います。それでは、最後に事務局をお願いします。

事務局

当課を含め道立保健所のあたりを説明させていただきます。一次予防ですが、5月にギャンブルの啓発週間をはじめ、普及啓発としては各種ポスターを掲示、リーフレットを設置、ホームページ等の周知を行っております。道のホームページ上になるのですが、7月の保健福祉部広報資料というコーナーがあり、そこにギャンブル障害の診断基準や相談先を掲載しました。それ以外に今年度、普及啓発セミナーを計画しているところです。先ほど説明したリーフレットも関係機関へ送付し、活用についてお願いをしております。未成年者の普及啓発は若年者向けのリーフレットを作成し、大学への調査を進め、今後も引き続き、若年者の対策を行っていきたいと考えております。二次予防に関しては、道立保健所の相談支援の対応になりますが、各保健所ホームページに依存症だけではないですけど、こころの相談という業務がありますので、それについては各保健所のそれぞれのホームページで周知を図っている状況です。それから、道庁地域福祉課の取組も一つあります。地域福祉課で所管している業務としては生活困窮者の業務があり、その支援の中で相談支援を実施している状況があります。医療提供体制の充実では、治療拠点機関、専門医療機関の選定、整備ということで今後も引き続き

行っていくこととなります。三次予防につきましては、道立保健所相談支援の中でも自助グループなどの社会資源に繋げるなどの連携した支援は従来から行っているところです。また、当課の方では依存症支援関係機関などの社会資源について周知をするアクセスマップを昨年度作成しております。三次予防のところで説明していますが、専門医療機関や治療拠点機関、医療の情報、相談拠点についての情報も含めてアクセスマップということで昨年度作成し、当課のホームページに掲載しております。今月北海道のホームページのリニューアルがあり、昨年度作成したアクセスマップを改良し、更新したところです。共通のところにある重点目標ですが、地域の連携推進ということで、地域それぞれ連携会議を設置するということが掲げられていますが、当課からは会議や研修会の機会を活用しながら各保健所に地域の連携会議の設置のお願いや助言を行っております。連携会議の設置状況についてですが、現在、調査中です。まだ、全て返ってきてはおりませんが、道立、札幌市の精神保健福祉センターでの設置のほか、各保健所においても数カ所設置されております。今年度、設置予定の保健所も数カ所ありました。多くは新型コロナウイルス感染症対策により業務が逼迫しているということで、設置が未定という回答が多い状況となっております。相談支援の中では関係機関と連携しながら対応している状況となっております。事務局からの説明は以上です。

田辺教授

20 機関から取組状況の御報告がありましたが、相互に確認したいことなどありますでしょうか。私の方から、連絡会議ですが、北海道立精神保健福祉センターでも報告されておりましたが、センターと各保健所の連携会議の対象や目的などもう少し解説をお願いします。

事務局

ギャンブルの実施要綱上、設置することとなっておりますが、地域によってはギャンブルに限らず、依存症全体を取り扱って、検討・連携ができるような既存の会議、各地域のネットワークを上手く活用し、会議の場を設置してくださいということで依頼したり、情報提供したりしております。現在、照会して回答をもらって設置しましたという回答のところは、内容的に見ると自殺の連絡会議に併せて、ギャンブル依存症やほかの依存症を含め、依存症のテーマも併せて検討するように要綱を改正して設置したというところもあり、それ以外の既存の会議をそのような場に行っているところもありました。道立精神保健福祉センターは依存症の連携会議の設置ということで、札幌市が先に設置されていたかと思いますが、道立精神保健福祉センターは昨年度設置しました。多くは医療機関、相談支援機関、回復支援機関などに集まっていただき、連携会議という形で昨年度からスタートしています。

田辺教授	岡崎先生、精神保健福祉センターの連携会議はどのような構成で、どのようなことを目指しているのですか。
北海道立精神保健福祉センター	先ほど説明がありましたが当センターの依存症連携会議は、もともとはギャンブル等依存症の連携会議を都道府県で設置するというので、設置機関に精神保健福祉センター等と記載されておりましたので、私どもで設置しているということでございます。構成機関は治療拠点機関である旭山病院のほか、本日参加している構成機関の方が多いのですが、サマリヤ館、断酒会、ダルク、札幌マック、リカバリー、カトレア会、薬物の関係もありますので矯正管区の方、江別保健所、千歳保健所、中央児相、石狩振興局社会福祉課、教育委員会、札幌こころのセンター、本庁の皆様にも参画いただいております。昨年度の話としては、まず、書面開催の方はこれから会議を行っていきますというスタートアップの部分が大きかったと思います。もう一点は、薬物依存の関係で保護観察所に関する内容などを9月の書面会議で行っております。2月のWeb会議でも結構薬物の関係を行っておりましたので、刑務支所の回復支援モデル事業の御紹介やコホート調査の当センターからの取組の話や本庁の方から北海道における依存症対策の取組について説明をいただいております。以上です。
田辺教授	どちらも全ての依存症を対象とした地域の連携会議ということですね。
北海道立精神保健福祉センター	はい。おっしゃるとおりです。
田辺教授	わかりました。ほかに皆さんから確認したいことありましたらどうぞ。よろしいですか。お互い興味があるところもあるかと思うのですが、時間の限りもありますので、お互いで連携取っていただきどのようなことをしているのか知っておくことが良いと思いますけど、また最後に質問をお受けしたいと思いますので、次の議事に進みたいと思います。それでは、議題2検討事項になりますが、①令和3年度モデル大学普及啓発事業について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料4に基づき説明
田辺教授	・若年者の依存症対策としてモデル大学を選定し、普及啓発事業の取組を進めるため、大学と連携した依存症対策に関して検討 若年者対策を充実させるため、モデル大学での普及啓発を行うにあたり、より

効果的に行うための意見や提案を受けたいとのことですが、いかがでしょうか。既に研修会とか普及啓発活動などで講演会を経験されている関係機関の皆様で、若年者、大学生などに有効なアイデアなどの参考意見はありませんでしょうか。治療拠点病院の橋本先生とか何かそのような若年者に向けた講演会や普及啓発活動などの実績から御意見や御提案はありませんか。

依存症治療
拠点機関

すいません。今すぐ意見が出ませんので、思いついたら話します。

田辺教授

わかりました。他にありますか。これは Web を活用できるのですか。

事務局

Web をメインで考えたいと思っています。大学に学生が来ている状況がないと思いますので、大学の中で何かするという事は難しいと思っています。オンラインの使用や、情報提供のやり方などで活用できるツールがあれば活用したいと思います。

田辺教授

ツールもありますが、私の感じているところで言いますと、若年者にインパクトを与えるには、アルコール問題の普及啓発などでもそうですが、回復した当事者の体験談が良いと思います。今はマスクをして話すのも普通になっていますので、当事者の方も顔を半分隠して体験を話すことができますし、非常に有効だと思いますし、検討してみてもはどうでしょうか。一つの大学で行いながらも、賛同する大学で参加する方も出てくるのではないかと思います。

事務局

ありがとうございます。当事者の体験談を聞くことが有効なのは、過去に依存症の研修を企画していたときにも効果は実感していますので、参考にしていきたいと思います。

田辺教授

大学の普及啓発事業で何かありますか。また、部会等開催されると思いますので、その都度建設的な提案等ありましたらお願いします。また、意見様式もありますので、持ち帰って自分たちの組織の取組でできそうなことがあれば、提案していただければと思います。家族の方もそういうときはマスクをして、会議に参加して話すことはありますか。

カトレア会

なかなか話したいという人がいないですね。
けどどれだけ大変かを知っていただきたいと思います。

田辺教授	そうですね。それでは、資料4②令和3年度普及啓発セミナー（案）について説明をお願いします。
事務局	資料4に基づき説明 ・実施方法等について
田辺教授	なにか御質問はありますか。ギャンブル等依存症啓発週間にはできなかったということですね。それに代わるわけではないですが、秋頃に行うということですね。
事務局	そうですね。
田辺教授	これはオンラインにして、その後オンデマンドにして配信するということですね。このような方向性ですが、SNS等で拡散していただければ、より多くの人に視聴してもらえるということですね。よろしいでしょうか。 続いて、今後の予定について説明をお願いします。
事務局	資料5に基づき説明 ・計画の概要について
田辺教授	ただいまの報告に関して、何か質問はありますか。
北海道弁護士会連合会	北海道弁護士会連合会の西と申します。先ほど言及されていたかと思いますが、計画にリーフレット配布とあったので、リーフレットを見ていたら気づいたのですが、「ギャンブル等でお困りの方へ」というリーフレットの「どうしたらいいの?」の「家族は?」の「●本人への関わり方を学ぶ」の「家族は借金などを肩代わりせずに、本人の責任で返すようにしましょう」のところですが、医学的にどのようにしたらよいかはわかりませんが、結局、本人の責任で返すようにした結果、例えば非合法な方法でお金を獲得する方向に行くということもあり得ると思っております。借金などがギャンブルでできたときは弁護士に相談して、それをきちんと止めるということが必要だと私が相談を受けていて感じる場所です。ここの書き方を工夫できないかなと思いましたが、忘れないうちに発言しました。
田辺教授	検討の時には弁護士会にも目を通していただいたかと思います。修正については可能であれば考えるということとしますが、債務整理についての専門家の関わ

り方についても併せた資料を作っていければと思います。弁護士が使用しているギャンブル等に特化した資料があればもっと良いのですが。どのようなところで、任意整理や自己破産が行われるのかなど、そういう相談を個人が責任を持って受けるという流れにした資料にした方がよいですね。

北海道弁護士会連合会 そうですね。適切な言い回しについては、こちらの方で御協力できると思いますので、もしよろしければそのような方向でお願いしたいと思います。

田辺教授 ほかに何か御意見はありますか。黒川先生どうぞ。

北海道児童青年精神保健学会 一次予防の学校教育等における指導の充実のところですが、指導資料についてはできたものがあるのでしょうか。これから作成されるのでしょうか。それとも、文科省からの資料があるのでしょうか。わかっている範囲で教えてください。

北海道教育委員会 指導資料の配付というところで、令和3年度の6月のところは既に作成して配布しておりまして、この後も道教委独自で作成して配布するというところで計画に載せているところです。以上です。

北海道児童青年精神保健学会 わかりました。

田辺教授 今日の会議全体で感じたことですが、説明を聞くと色々行っている感じがしますが、実際どのような資料で行っているというイメージがつかないです。色々実施していてすごいと思う反面、どんなことしているのかわからないということもありますので、次回以降、このような活動、パンフレット、会議の開催などわかるような資料があればいいなと思います。特に、学校の資料などは中学生、高校生にどのように指導しているのかということも重要かと思しますので、今後会議に出していただき、共有できると良いと思います。ほかに御意見等ありますか。今後の予定について、事務局からお願いします。

事務局 **資料6に基づき説明**
・今後の予定について

田辺教授 今後の会議の持ち方等について、御報告いただきました。国の基本計画策定年

度も把握していく必要があります。今後、推進部会において具体的な対策を協議していくということでしょうか。御質問等ありますか。

北海道児童
青年精神保
健学会

北海道児童青年精神保健学会です。計画のことではないのですが、討論の中で少し関心があったので、出席者にお聞きしたいと思います。今、啓発もコロナ時代で上手くできなかったのが、Webを利用して実施されるようになってきており、とても良いと思います。ただ、オンラインの利用は対策ではなくて、ギャンブル経営で先行してしまっていて、オンラインで函館競輪もだいぶ盛んに宣伝なさっているのと、それから、ばんえい競馬の売り上げ好調の背景にはオンラインの有効活用があるということがわかっています。その中で、函館競輪が車券を買う上限額の設定とおっしゃったので、とても大事なことなのですが、その上限額設定というのは、例えばその人が今使った額がいくらかを越えたのでだめであるとか、そういう形なのか、それとも一度に買えるのは5万円までなどといった一時的な設定なのか、上限設定を知りたいです。それから、農政部などでも同じような設定をなさっているのか、あるいは経過があるのか、もし、函館競輪や農政部に繋がるようであればお聞きしたいのですが。

田辺教授

どうでしょうか。パチンコの遊技組合では、アドバイザーを置いて依存症にならないような動きをしているようですが、御質問がありました農政部と函館競輪の上限設定のようなギャンブル依存症予防の取組について、まず競輪事業部の方をお願いします。

函館市競輪
事業部

函館市競輪事業部です。上限額については、まだ決まっておられません。うちの独自の施策ということではなくて、業界としての取組みなので、上限額については確認が取れていません。確認が取れ次第、共有していきたいと思います。

田辺教授

農政部競馬事業室はどうでしょうか。

農政部競馬
事業室

競馬の関係の上限額の設定というのは今のところ考えていないです。

田辺教授

上限額の設定は考えていないということですね。というようなことでした。

北海道児童
青年精神保

はい、わかりました。ありがとうございました。

健学会

田辺教授

ほかに御意見や御質問はありませんか。私は今年度の部会でも参画したいと思っているのですが、今日、色々な報告を受けて、前年度よりは色々と各部署が取組み出したというような報告が多かったかなと思います。3分間の説明で聞いた感じだと、私はすごい取組が始まったのではないかと、良いように考えてしまいましたが、実際どのような取組がなされているのかまだわからない部分も多々ありますので、部会等で、教育やギャンブル等の事業者でどのような取組みがなされているのか具体的なこともゲストとしてオンラインでお聞きしながら、実際の対策を検討していったらいいのかなという印象を持ちました。北海道の依存症対策ですので、道庁だけがやるのではなくて、関係機関がそれぞれに一次予防から三次予防までやるという姿勢は良いと思いますし、少しずつそういうことが報告されてきてはいますが、それぞれが外部に向かって良い格好ばかりしてやっていると、どのぐらいの活動が実際になされているかということもありますので、お互いに知らないことは率直に聞き合って、間違いのないような現状把握をして、今後の新しい取組みに繋げていければと思います。司会進行をしておりまして、それでは私の進行の部分はこれで終わりますので、事務局にお返しいたします。御協力ありがとうございます。

事務局

田辺教授、議事進行ありがとうございました。御出席いただきました皆様、長時間にわたり大変お疲れ様でした。今後とも皆様と連携をしながら、道としての取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。次回の本推進会議は先ほどの説明にもありましたように、11月頃に開催を予定しております。なお、日程調整につきましては、後日、事務局から連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、本日の会議につきまして、特に大学への普及啓発など今後の取組み・事業について、アイデア等がございましたら、意見様式を配布させていただいておりますので、色々な意見をいただければと思っております。7月28日までに事務局まで送付いただきますようお願いいたします。次回の推進会議もWebでの開催を予定しております。進行等についても何か意見がございましたら、意見様式に記載をお願いいたします。それでは、以上をもちまして本日の推進会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。